

1 見直しの背景

今年度行われた医療法の改正により、都道府県における医師確保対策の実施体制の強化を図るため、都道府県が大学、医師会等の管内の関係者と連携すること等を目的とした協議の場である、「地域医療対策協議会」の機能強化が図られた。

地域医療対策協議会では、医師の確保を図るために必要な事項について協議を行うこととされた。

【医療法】(抜粋)

第30条の23 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場（次項において「地域医療対策協議会」という。）を設け、これらの者の協力を得て、同項各号に掲げる医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項について協議を行い、当該協議が調った事項について、公表しなければならない。

(第1号から第9号(略))

2 前項の規定により地域医療対策協議会において協議を行う事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とするものとして厚生労働省令で定める計画に関する事項
- 二 医師の派遣に関する事項
- 三 第一号に規定する計画に基づき医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
- 四 医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
- 五 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う文部科学省令・厚生労働省令で定める取組に関する事項
- 六 医師法の規定によりその権限に属させられた事項
- 七 その他医療計画において定める医師の確保に関する事項

2 見直し内容

5 事業等推進部会では、5 事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療の確保に関することと、保健医療従事者の確保に関することを所掌しているが、所掌事務の「保健医療従事者の確保」に関することのうち、医師の確保に関する部分を地域医療対策協議会に移管する。

3 見直し時期

平成31年4月1日から

4 見直しの医療審議会組織のイメージ

